

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

前回、国民年金保険料を納付したとする申立てについて、第三者委員会より、「A 市役所が保管している夫の国民年金被保険者名簿には、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までは免除承認された記録があり、同世帯として夫婦分の免除手続を行ったと考えるのが自然である。」との回答をもらった。その記録を基に夫の未納期間は免除期間に訂正してもらった。今回、私の未納期間についても、免除承認されていた期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所が保管している申立人の夫の国民年金被保険者名簿には、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について国民年金保険料を免除された記録があり、この記録に基づき申立人の夫の国民年金の納付記録について、特例納付をしている 41 年 2 月及び同年 3 月を除く 39 年 4 月から 41 年 1 月までの期間は、年金事務所において免除期間とする記録訂正が認められている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は、すべて夫が行っていたとしているところ、国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で同日に払い出されており、申立期間以後の保険料については夫婦共に 60 歳到達時まで完納していることから、夫が国民年金保険料を免除されていた期間について、申立人の国民年金保険料も同様に免除されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 7 月に、サラリーマンの夫が会社を退職して個人事業主になったため、市役所に出向き夫婦二人分の国民年金への加入手続を行った。夫婦二人分の加入手続を行い、保険料を納付したのに、夫だけが納付済みとなっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、厚生年金保険の適用事業所への就職及び退職を繰り返しており、いずれの機会においても国民年金の資格得喪手続を適正に行い保険料を欠かすこと無く納付していることから、公的年金に対する関心や意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、サラリーマンの夫が会社退職後、市役所で夫婦二人分の国民年金への加入手続及び保険料納付を行ったと述べているところ、同市が保管している国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、昭和 61 年 1 月 30 日に国民年金に加入していることが確認でき、また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫の国民年金手帳記号番号は同年 1 月 30 日に払い出されていることが確認できることから、申立てどおり夫婦二人分の加入手続を一緒に行ったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、夫の国民年金保険料は、昭和 61 年 3 月 20 日に一括して納付されていることが確認でき、夫婦二人分の加入手続を一緒に行いながら、申立人のみ未納であることは不自然である。

加えて、オンライン記録では昭和 61 年度の保険料のうち昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までは保険料納付が免除された記録となっているが、他方、同市

が保管する被保険者名簿では同年度の保険料については納付済みのスタンプ印が押されており、両者の記録が一致しないことから、当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から46年4月まで

私は、昭和40年7月に会社を退職し、翌月から兄が経営する会社であるA社に勤務した。同社が社会保険の新規適用になるまでの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。家族全員の保険料をすべて母親が納付していたので、詳しいことは分からないが、婦人会が組織的に集めていたように思う。私の国民年金の記録が無いのは納付できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に会社を退職後、国民年金に加入し、申立人の母親が、家族全員の保険料を婦人会に納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により申立期間についての申立人の国民年金保険料の納付記録が確認された。

一方、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和40年6月から46年5月まで国民年金を納付していることが確認できるが、46年10月13日に、納付されていたすべての期間において還付決定され、同日付けで国民年金被保険者資格が取消しになっていることが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料の納付記録が確認された申立期間の還付の理由は不明であり、当該期間において、申立人は国民年金の強制被保険者であることから、オンライン記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことなどが認められることから、当該期間すべての保険料が納付されていたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月25日から37年4月1日まで

私は、昭和30年に入社し、53年に退職するまで継続してA社に勤務していた。しかし、C出張所からD出張所に転勤した際のB支店における5か月の年金記録が欠落している。調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る雇傭員名簿、退職証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年11月25日に同社C出張所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の記録が1か月欠落しているとの回答を得た。同社には、昭和28年3月に入社し、平成7年1月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職証明書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和40年12月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月14日から41年1月1日まで
私は、入社から定年まで一貫してA社の社員であった。
途中、厚生年金保険の記録が一部途切れているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年12月に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の同社B支社における資格取得日については、同社本社における資格喪失日と同日の昭和40年12月14日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 579(事案 219 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和33年5月1日）及び資格取得日（同年10月16日）、申立期間②に係る資格喪失日（35年4月1日）及び資格取得日（同年10月1日）、申立期間③に係る資格喪失日（37年1月31日）及び資格取得日（38年4月1日）をそれぞれ取り消し、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から同年9月までは1万8,000円、35年4月から同年9月までは1万6,000円、37年1月から38年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 1 月 31 日から 38 年 4 月 1 日まで

当初の判断後、申立期間の継続勤務及び厚生年金保険料の控除について、元事業主が証言書を作成してくれた。申立期間について、A社を退職することなく、継続して勤務していたので、当該期間の私の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が平成 17 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、人事記録等の勤務状況を確認できる資料が無く、申立人が勤務していなかった期間があったとする複数の同僚証言があり継続勤務を推認し難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき 21 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、「申立人は退職することなく継続して勤務し、この間、給与を支払い、保険料控除も継続して行っていたはずであ

る。」とする元事業主の証言書の提出があった上、新たに、元事業主は、「厚生年金保険に加入する、加入しないという選択肢は無く、給与支給があれば自動的に厚生年金保険料を控除しているはずである。」と証言している。

また、新たに、2人の同僚から「申立人は継続して勤務しており、一緒に営業活動を行っていた。」とする証言も得られた。

これらの新しい事実等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年4月、35年3月及び37年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、それぞれ、1万8,000円、1万6,000円及び3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から同年9月まで、35年4月から同年9月まで、及び37年1月から38年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで
夫から勧められて国民年金に任意加入した。友人が加入していないことを聞いて、納付をやめた記憶がある。しかし、未納期間が、自分が思っていたより長いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し保険料納付を続けていたところ、友人の話聞いて納付を中断したが、申立期間ほどの長期間にわたって未納期間は無いはずであると述べているが、納付を中断した時期の記憶があいまいで、いつまで納付を続けていたかが明らかでない。

また、友人の話聞いて、保険料納付を中断したとしているが、この友人の名前等を記憶していないことから、友人の納付記録や証言等を基に、納付を中断した時期を推認することもできない。

さらに、A 市が保管している保険料納付状況を記録した申立人に係る「収滞納一覧」によると、申立期間の保険料は未納であることが確認でき、一方、申立人からは、申立期間の保険料をどのように納付したのかなどの納付方法等について具体的な説明が無く、保険料を納付したことをうかがうことができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 776

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から平成 12 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から平成 12 年 9 月まで
私の兄が死亡したので、遺族年金を受給するための申請を行った際、私の兄の国民年金が未加入であると言われ申請できなかった。私の兄は、娘が生まれた時前後に「国民年金を納付する手続をした。」と言っており、また、本人の性格等から一定期間保険料を納付していたことは間違いないので、納付記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘の未成年後見人である申立人の弟が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟は、申立人の娘が生まれた平成 5 年前後に「国民年金を納付する手続をした。」と申立人が言っていたことを記憶していると主張しているが、申立人の弟自身は、申立人の国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるが、申立人について複数の氏名で検索を行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号は確認できないことから、国民年金の加入手続がなされていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が 20 歳になった昭和 59 年当時に申立人が居住していた A 市では、職権により国民年金手帳記号番号の払出しは行っていないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 26 日から 53 年 8 月 10 日まで
厚生年金保険の記録が1か月しか無いが、昭和 53 年 8 月 10 日までA病院に勤務した。子供が小さかったので、正職員ではなく、準職員又はパートタイムとして何度か雇用形態を変更し、社会保険に入ったり抜けたりした記憶はあるが、通算して2～3年は保険料を控除されていたように思うので、調査して厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間におけるA病院の職場旅行の写真及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所から提出された「厚生年金健康保険被保険者台帳」において、申立人の資格取得年月日欄には昭和 49 年 4 月 1 日、退職年月日欄には同年 5 月 25 日と記録されており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日（資格喪失日は、退職日の翌日の同年 5 月 26 日となる。）の記録と符合している。

また、当時の事務担当者は、「厚生年金保険の手続きに関しては、国が定める基準に従って手続をしていた。申立人の雇用形態はパートタイムであったように記憶している。」と述べており、その他の同僚からは、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除を推認できる証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番や修正の跡など不自然な点は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 18 日から 43 年 12 月 28 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所 (当時) に照会したところ、A 社 (現在は、B 社) に勤務した加入期間が無い旨の回答であった。同組合に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は、申立期間当時の資料等は保存していないと回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人の同僚に聴取しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は確認できないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から23年9月1日まで
申立期間中は、A社の設計室に勤務していた。同じ設計室に勤務していた同僚を覚えている。同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における業務内容や同僚について具体的に述べていることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、申立人と同じく同社設計室に勤務していたとする、勤務形態の同質性が高い同僚にも、同社における厚生年金保険の記録は無い上、同僚の中に連絡先の判明した者がおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶を有しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は確認できないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月22日から36年4月1日まで

私は、昭和34年12月に結婚し、出産した後も、子供を預けてA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚二人のうちの一人は、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと証言している。

しかしながら、戸籍謄本によると、申立人は、昭和36年*月*日に子供を出産していることが確認できるところ、申立人が記憶している同僚二人のうちの残る一人は、「申立人から仕事を引き継いだ。申立人は、会社を退職した後に子供を出産した。」と証言しており、申立期間について、この同僚から申立人が同社に継続して勤務していたことをうかがえる証言は無く、申立人の勤務及び厚生年金保険料控除に関して、その具体的な状況を確認することができない。

また、この同僚のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と自身の記憶する退職日はほぼ一致していることから、同社が従業員の退職日の数か月前に被保険者資格を喪失させる取扱いを行っていたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和34年3月1日に被保険者資格を取得し、35年1月20日に氏名変更の後、同年12月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間において、同名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、当該事業所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
A社B事業所（現在は、C社D支社）に臨時雇用員、試用員として勤務していた時の年金記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算事務を行っているE管理部から提出された申立人に係る個人履歴から、申立人がA社B事業所に昭和 32 年 4 月 1 日に臨時雇用員として採用され、同年 9 月 1 日からは試用員、同年 11 月 1 日からは職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の共済組合法によると、「役員及び職員（臨時に使用される者を除く。）はすべて組合員とする。」とあり、同管理部は、「当時の臨時雇用員や試用員には、A社職員に適用された共済組合員資格が付与されていなかった。」としている。

また、同管理部は、「昭和 38 年 10 月 1 日に臨時雇用員等社会保険事務処理規程が施行され、臨時雇用員等に対し、厚生年金保険への加入の取組みがなされ、厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた。申立期間は、A社が厚生年金保険への取組みを行う前であり、この期間に厚生年金保険に加入していたという事実はないものと思慮される。」としている上、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社B事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは同年 12 月 1 日となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人から名前の挙がったB事業所に同時期に入社した同僚 3 名のうち、2名は申立人と同日の昭和 32 年 11 月 1 日に、1名は同年 12 月 1

日に、それぞれ共済組合の組合員となっていることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から 42 年 8 月 8 日まで
退職する際、人事課で退職金の説明を受け退職金はもらったが、脱退手当金の説明は受けなかった。脱退手当金は受け取っていないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の脱退手当金制度についての認識がなく、脱退手当金を受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和 43 年 4 月 30 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されている欄の前後 100 人の被保険者について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす女性は申立人以外に 24 人おり、このうち 14 人が脱退手当金を受給していることが確認でき、この 14 人のうち 10 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人と同時期に同事業所を退職し、脱退手当金を受給している親族から、「退職時に会社から脱退手当金の届出を渡され書いたことを覚えている。当時は、ほとんどの女性が脱退手当金をもらっていた。申立人も脱退手当金を受給していたことを覚えている。」との証言が得られた。

さらに、同名簿の申立人が記載されている欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年ごろまで

私は、申立期間について、A市にあるB社に勤務していた。そこでは、炊事、洗濯、部屋の掃除及び入居者の入浴補助等の仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が見当たらないとされているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立人が同僚と一緒に写っている写真及びB社の近隣の者の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日以降に厚生年金保険の資格取得手続等を行った者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、同資格喪失確認通知書を保管しているが、その中に申立人の氏名は見当たらないとしている。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和38年4月から48年1月までの期間において、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が記憶している同僚については、B社における厚生年金保険被保険者記録がない者もいる上、申立人は、厚生年金保険被保険者記録のある同僚の職種について、「入居者の世話をする仕事をしており、炊事、洗濯の仕事はしていなかった。」と証言していることから、同事業所では、職種によっては厚生年金保険に加入させていない職員がおり、採用した者全員を一律に厚生年金保険に加入させていたのではないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立

人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。